

令和7年度 (長期継続) 下田保育所・下田認定こども園
職員用端末等リース 仕様書

1 概要

本仕様書は、下田保育所及び下田認定こども園にて使用する職員用端末等のリース調達及び当該調達品の各種設定業務に関する仕様を定めたものとする。

2 賃貸借期間

令和7年11月1日～令和12年10月31日まで(60ヶ月)

3 納入期限

「令和7年度(長期継続)下田保育所・下田認定こども園職員用端末等リース」における調達品の納入期限は令和7年10月31日(金)までに納入を行うものとする。なお納入及び設定及び設置作業等の調整については、本市担当者と十分に協議を行うものとする。

4 納入及び設置場所

納入及び設置場所は次のとおりとする。

納入及び業務場所	住所	納入機器及び数量
下田市立下田保育所	下田市四丁目5-26	デスクトップパソコン 2台 ノートパソコン 4台
下田市立下田認定こども園	下田市敷根765-19	デスクトップパソコン 3台 ノートパソコン 9台

5 仕様について(記載以上のスペックであれば可とする。)

(1) 職員用デスクトップパソコン 一式×5台

仕 様	
OS	Windows 11 Pro (64bit)
CPU	インテル Core i5 第14世代以上、三次キャッシュ: 6MB以上
メモリ	16GB以上
ストレージ	SSD256GB以上
LAN (RJ45 LAN コネクタ)	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T(Wake on LAN 対応) 準拠
セキュリティチップ	TPM チップ (TCG v2.0) 搭載
インターフェース	USB3.0以上 Type-A×4以上 Type-C×1以上
オーディオ機能	モノラルスピーカ内蔵
外部出力端子	HDMI ポート×1、DisplayPort×1、ヘッドフォン/ヘッドフォンマイクジャック

光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ
ディスプレイマウント・ブラケット	本体+光学ドライブ用 ディスプレイ背面に取付けること。
キーボード	USB 109 キー、JIS 標準配列、テンキー付き
マウス	USB 光センサーマウス
外形寸法(光学ドライブあり)	65(W)×185(D)×190(H)mm以下(スタンド含まず)
保証	メーカーによる5年間翌営業日出張修理
ディスプレイ	23.8型ワイド液晶ディスプレイ(LCD-A241DW 同等品以上)
その他	中古機器等は不可。 国内メーカー現行機種とすること。 法人向けモデルとしショップブランド及び日本法人は認めない。 OSセットアップ用メディア(DVD) 1セット

※上記以外は不問とする。

※参考品番：NEC Mate M1P48/C-M

(2) 職員用ノートパソコン 一式×13台

仕 様	
OS	Windows 11 Pro (64bit)
CPU	インテル Core i5 第14世代以上、三次キャッシュ：6MB以上
メモリ	16GB以上
ストレージ	SSD256GB以上
ディスプレイ	15.6型 ワイド HD 液晶
LAN	有線：1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T(Wake on LAN 対応)準拠 無線：IEEE802.11ax
その他通信機能	Bluetooth 準拠
インターフェース	USB3.0以上 Type-A×3以上 Type-C×1以上
外部出力端子	HDMIポート×1、ミニD-sub15ピン×1、SDメモリーカード スロット×1、盗難防止用ロック、PCカードスロット、ヘッド フォン/ヘッドフォンマイクジャック
光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ
キーボード	日本語キーボード、テンキー付き
マウス	USB 光センサーマウス
オーディオ機能	ステレオスピーカー内臓
Webカメラ	あり
バッテリー	駆動時間約7時間以上 (JEITA3.0 準拠) 着脱式バッテリーパック方式 (本体搭載のバッテリーパック同等製品 が個別で購入できること。)

保証	メーカーによる5年間翌営業日出張修理
その他	中古機器等は不可とする。 国内メーカー現行機種とし、同機種製品で統一すること。 法人向けモデルとしショップブランド及び日本法人は認めない。 OSセットアップ用メディア（DVD）1セット

※上記以外は不問とする。

※参考品番：NEC VersaPro V1T46/X-N

（3）周辺装置

名 称	数 量
USB メモリ 128GB	3

（4）ソフトウェア

名 称	数 量
Windows 11 Pro 64bit(大量展開用ライセンス)	1
Office LTSC Standard 2024	18
Actiphy Rapid Deploy	18

※各ソフトウェアについては使用のために必要な契約手続等を行うこと

6 リース要件について

- （1）リース契約においては動産総合保険を含めること。
- （2）リース満了後は本市に無償譲渡を行うこと。
- （3）入札書に記載する金額は、60 か月間リース総額（消費税相当額を除く。）とすること。

7 納品時の設定等について

- （1）調達するパソコンの設定について
 - （ア）Windows の初期設定を行い、最新のセキュリティパッチを適用すること。
 - （イ）既存のネットワーク環境（有線 LAN ケーブル・無線 LAN）を使用し既存 IP アドレス、コンピュータ名の設定、その他ネットワーク環境に必要な設定を行うこと。
 - （ウ）OS 及び Microsoft Office についてはインストール、アクティベーション等を完了し、利用できる状態にしておくこと。
 - （エ）ウィルス対策ソフトは既存環境を利用するため、確認を行い必要があればサーバアップデートを実施のうえ、ウィルス対策ソフトを設定すること。
 - （オ）各施設の指定するパソコンのメール設定およびデータ移行を行うこと。
 - （カ）その他、本市が指定するソフトウェア等のインストールを行い、必要に応じて各施設で利用するソフトウェアの初期設定・動作試験を行うこと。（保育システムの稼働を含む）
 - ・ AdobeReader(最新版・フリーソフト)
 - ・ Microsoft Edge(最新版)

- ・ GoogleChome (最新版)
- ・ 7-Zip (最新版・フリーソフト)
- ・ コドモン

- (キ) メーカー製のパソコンの場合、プリインストールされているアプリケーションで業務上不要と判断できるものはアンインストールした状態にすること。
- (ク) 調達したパソコンに、本市が指定したパソコン名、リース開始年度、リース期間等が分かる物品シールを貼り付けること。
- (ケ) 既存のタブレット端末と職員用パソコンとのデータ及び保育システムでの連携できる設定とし必要な環境設定を行うこと。各設定の詳細については受注者が専門的見地から要望をヒアリングし別途協議を行うこと。
- (コ) 既存 NAS を施設間にて共同利用するため、データセンターとの連携においてネットワーク機器設定の修正が発生する場合、ネットワーク保守業者に依頼し設定費用を見込むこと。
- (サ) 各端末については以下のとおりプリンタ、スキャナ、複合機のドライバを設定すること。

No	納入及び業務場所	端末ごとにインストールが必要なドライバ数
1	下田市立下田保育所	複合機
2	下田市立下田認定こども園	複合機

- (シ) その他セットアップ及びクローニングに必要なライセンス等を用意し構築を行うこと。

(2) その他

- (ア) 搬入、設置調整費を含み、搬入後に教職員等に対して使用方法に関する説明の機会を各施設 1 回以上設けること。(詳細については本市と協議)
- (イ) 設置場所及び設定内容については本市と打ち合わせを行うこと。
- (ウ) マスタ PC を作成しイメージ展開にて構築設定すること。
マスタイメージは HDD または USB にて復旧手順書と併せて 2 式納品すること。
- (エ) 納品する製品は国内メーカー製の現行機種としそれぞれ同一メーカー同一機種であることとし、本体生産完了後 5 年以上補修用性能部品を保有すること。
- (オ) 既存品 (デスクトップ PC 5 台、ノート PC 13 台) については本市の指定する保管場所への撤去を行うこと。

(3) 運用保守

- (ア) 保守期間は 5 年間とすること。
- (イ) 保守対応時間は、祝日およびメーカー指定休業日を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00 とすること。
- (ウ) 各施設または本市からの問い合わせに対し電話対応で解決しない場合、2 時間以内にて訪問運用サポートする体制またはこれに準ずる体制を有していること。
- (エ) 障害の原因が機器またはネットワーク環境のどちらかを判断できない場合でも、原因の切り分けを行い、ネットワーク保守業者と連携して対応を行うこと。

(オ) 本市において施設再編計画中のため、機器の設置場所が移転する場合には移転先での運用設定初期費用を見込むこと。

(カ) 再セットアップなどが発生した場合は、業務が行える環境まで復旧させること。

8 支払い方法

リース料金の支払いは月払い（60回翌月払い）とし、本市が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 提出物

納品にあたっては次の文書や納品物を提出すること。

- ・納入機器一覧表
- ・納入品写真
- ・設定情報（Configシート）
- ・リカバリUSB 2式

11 機密の保持等

受注者は、本業務において知り得た情報について、いかなる場合においても第三者に漏らしてはならないものとする。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項はその都度協議を行い、対応すること。
- (2) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は協議を行い、対応すること。